

# Rotary Club of Satte Chuo



2015-2016年度RIテーマ  
世界へのプレゼントになろう  
“Be a gift to the world”

会長 張ヶ代宜広

幹事 飛田 正樹

例会日：毎週火曜日 19:30～20:30

事務所：埼玉県幸手市南2-6-20 G-Five内

〒340-0156 TEL&FAX 0480-44-0056

例会場：G-Five 1階会議室

国際ロータリー会長  
K.R.ラビンドラン氏

第2770地区 ガバナー  
井原 實氏 (さいたま新都心RC)

2015年 9月15日 火曜日  
第793回例会 No.9

[開会]

[開会点鐘]

[ロータリーソング斉唱] 我らの生業

[四つのテスト唱和]

[ビジター紹介]

尾曾 綾子様 青少年交換学生 尾曾 菜穂子さん



[結婚月・誕生月のお祝い]

9月結婚月・・・長谷川良則会員



[会長挨拶] 張ヶ代宜広会長

許す

許すという言葉は forgive と

pardon の2つの言葉があります。

Forgive は宗教上の意味を含んで



います。Pardon は法律、道徳上の意味を含んでいます。

6月18日、サウスカロライナ州のチャールストン黒人教会で銃の乱射事件がありました。9人が死亡、1人が重傷という事件でした。その遺族が裁判で許すというコメントを発表しました。日本では許すと翻訳されましたが、実際言った言葉は Forgive でした。単純な翻訳では本当の意味が伝わらないと思います。言葉を知るには文化、習慣、歴史、宗教といったことを理解しないと本当の言葉を理解することはできないと思います。

[幹事報告] 飛田正樹幹事

□「台風18号の影響による

大雨災害」義援金のお願い

会員1人につき1000円

□地区大会のご案内

11月14日(土)第1日目

浦和ロイヤルパインズホテル 4F ロイヤルクラウン

11月15日(日)第2日目

さいたま市文化センター大ホール

□第22回幸手市民まつり

模擬店商工ブース出店要領

9月18日(金)出店締切

開催日：11月8日(日)午前10時～午後4時

(雨天決行)



[お客様ご挨拶]

青少年交換学生 尾曾 菜穂子さん

皆様、こんばんは。春日部女子高

等学校外国語科に通っております



尾曾菜穂子と申します。本日は、例会にお招きいただきまして有り難うございました。小さいころからの夢だった留学に向けて、今からしっかりと準備して、良いものを吸収できるようにしたいと思っています。また、日本の文化を海外に伝えて行きたいと思っています。宜しく願い致します。

井上 亮委員長

尾曾さんは、かなり緊張していたと思います。今日来て頂いたのは、幸手中央ロータリークラブが尾曾さんのスポンサークラブになりますので、その為に来て頂きました。これから、最低2年間関わることになります。来年までは、青少年交換委員会でオリエンテーションや勉強会を行います。それらは、月に2回から3回開かれます。基本的には全ての行事に参加して頂きます。幸手中央ロータリークラブが留学生を受け入れることによって、尾曾さんが海外に行けるという事を理解してください。来年8月に渡航して、再来年の7月に帰国することになると思いますが、こちらのホームステイ先も何とか確保でき、尾曾さんのお宅を含めて5ヶ所決まりました。この青少年交換事業は、クラブ事態の奉仕の事業です。クラブで来てほしい例会や事業には、なるべく参加してくれることを望みます。ロータリークラブというものはどういったものかを勉強する良い機会となりますので、宜しくお願いします。



[本日の例会]

[内部卓話] 長谷川良則会員

テーマ;マイナンバー制度について  
皆さん、こんばんは。御無沙汰ばかりで申し訳ございません。



マイナンバーというのは、報道はされているのですが、実際、それって何なんだろうというのが一般の方の意見の様です。

正式名称は、社会保障・税番号制度です。マイナンバーは俗称です。いよいよ、10月5日から個人には、各行政から個人番号が付番されます。12ケタの乱数です。こちらの数字については希望は取れません。行政が一方的につけた番号が、一生の番号になります。再発行はありません。送られてくるのは、10月中旬に

なると思います。各家庭に世帯ごとに送られてきます。個人番号通知カードが来ますので、絶対に無くさないでください。一生使いますので。こちらは紙の物ですが、来年1月から個人カードというプラスチック製の写真付きでICチップの入ったものに変えることが出来ます。1年目の来年28年は、無料ですので必ず取って下さい。多分5年くらいで更新になってきます。乳幼児にもありますので、こちらは親が責任を持って保管してください。

次からは、お手元の資料をもとに説明していきます。

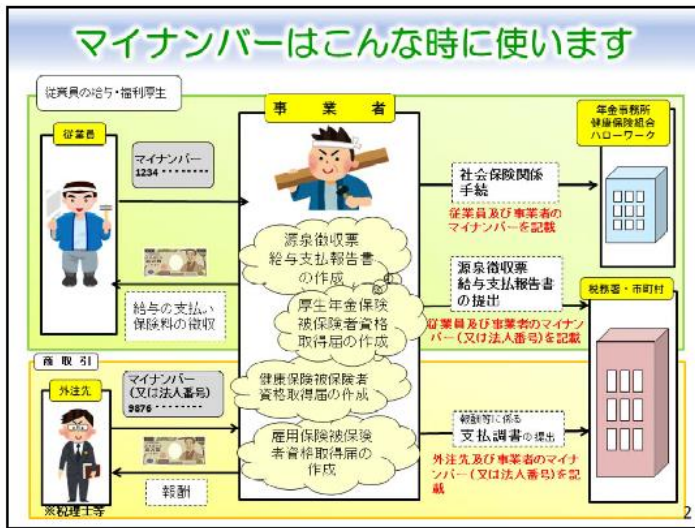


ポイント!

- ✓ 今年10月からマイナンバーが住民票の住所に簡易書留で通知されます
- ✓ 来年(平成28年)1月から順次、マイナンバーの利用が始まります
- ✓ 社会保障、税、災害対策の行政の3分野で利用されますが、民間事業者もマイナンバーを扱います
- ✓ パートやアルバイトを含む従業員を雇用するすべての民間事業者が対象ですので、個人事業主もマイナンバーを取り扱います
- ✓ この資料では各ページのポイントを5つに絞って示しており、特に重要なポイントには下線を引いています。この資料も参考に準備を進めてください

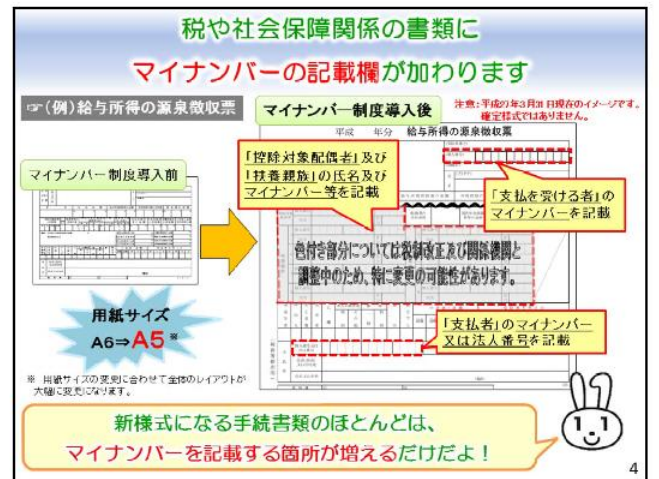
マイナンバー 社会保障・税番号制度 が始まります!  
中小企業のみなさんへ  
(入門編)

- マイナンバーはこんな時に使います
- 事業者がマイナンバーを記載する書類(参考例)
- 税や社会保障関係の書類にマイナンバーの記載が加わります
- 事業者が注意すべき4つのポイント  
①取得、②利用・提供、③保管・廃棄、④安全管理措置
- 事業者の対応例
- 事業者のためのマイナンバー準備スケジュール(例)
- もっと詳しく知りたい方は



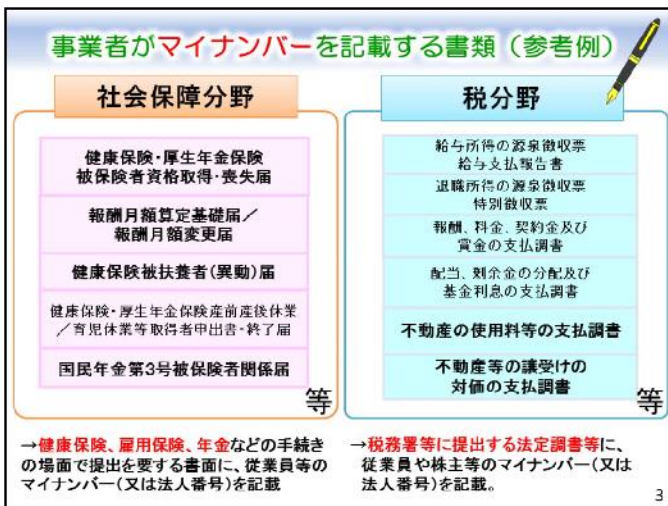
**ポイント!**

- ✓ 民間事業者はマイナンバー法で定められた事務のうち、**税と社会保険の手続きでマイナンバーを使います**
- ✓ 手続としては、従業員やその家族のマイナンバーの取得と書類への記載、関係機関への提出が必要です
- ✓ 個人事業主であっても、従業員（パート・アルバイトを含む）を雇用していれば、マイナンバーの取得・保管が必要になります
- ✓ 税の手続きでは謝金の源泉徴収票などの調書の提出のため、従業員以外の外部の方のマイナンバーも取り扱う場合があります
- ✓ 提出先は**税務署、市町村、年金事務所、健康保険組合、ハローワーク**です



**ポイント!**

- ✓ 税や社会保険の書類の様式が変わり、**マイナンバーの記載欄が追加されます**
- ✓ 追加された欄には、従業員やその家族のマイナンバーや、支払者である法人の法人番号（個人事業主の場合はマイナンバー）を記載します
- ✓ 現時点での新しい様式は国税庁や厚生労働省のホームページのマイナンバー特設サイトなどで公表されていますので確認してください
- ✓ 会計ソフトを使用している場合、マイナンバーに対応するソフトかどうか早めに確認してください
- ✓ **手書きで帳簿等を管理している場合、マイナンバー導入を理由に、必ず電子化しなければならないわけではありません**



**ポイント!**

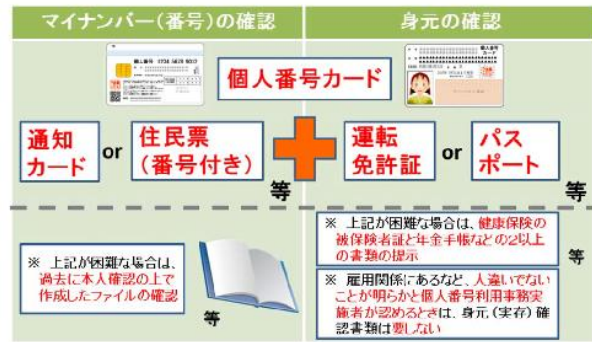
- ✓ 民間事業者の対応のうち社会保障分野では、健康保険、雇用保険、厚生年金といった社会保険の手続きでマイナンバーを記載します
- ✓ 税分野では、従業員とその家族のマイナンバーを法定調書に記載します
- ✓ 報酬等の調書や不動産関係の調書では、外部の方（講演等の講師や不動産の個人地主など）のマイナンバーを記載する必要があります
- ✓ **パート・アルバイトの多い事業者（小売店等）や謝金の支払の多い事業者（出版関係等）などは取り扱うマイナンバーが多くなるため、特に注意して、準備を進めてください**
- ✓ 社会保険の関係は厚生労働省のホームページ等で、税の関係は国税庁、地方税は総務省のホームページ等で詳細な情報を確認してください



**ポイント!**

- ✓ マイナンバーを含む個人情報がある場合だけ保管が認められます  
(例) 雇用契約などの継続的な関係がある場合  
法令で一定期間保存が義務付けられている場合
- ✓ **必要がなくなったらマイナンバーを廃棄又は削除するというルールを取扱担当者に浸透させてください**  
(例) 税や社会保険の手続きで使わなくなり、法令で定められた保存期間を経過した場合
- ✓ 保管義務期間が決まっている場合、その期間はマイナンバーも保管できます
- ✓ **廃棄や削除を前提に、書類やデータのファイリングの仕方などを工夫してください**
- ✓ シュレッダーなど、復元できないように廃棄できる方法を検討し、準備してください

マイナンバー取得の際の本人確認では、  
マイナンバー（番号）の確認と身元確認を行います。



6

事業者が注意すべき4つのポイント ③保管・廃棄

①取得 ②利用・提供 ③保管・廃棄 ④安全管理措置

必要がある場合だけ保管が可能、必要がなくなったら廃棄が必要です！

雇用関係 雇用・年金関係 親関係

必要がある場合に限り、  
保管し続けることができます！

- ・翌年度以降も継続的に雇用契約が認められる場合
- ・所管法令によつて一定期間保存が義務付けられている場合 など

廃棄や削除を前提として、年や年度ごとにファイリングするなど「保管体制」を今一度確認してみよう！

- ・作成事務を処理する必要がなくなった場合
- ・保存期間を経過した場合

速やかに廃棄・削除

8

ポイント！

- ✓ 個人番号カードがあれば、1枚でマイナンバーの確認と身元の確認が可能です
- ✓ 個人番号カードを取得していない場合、10月から届く通知カードでマイナンバーを確認し、運転免許証やパスポートなどで身元の確認が必要です
- ✓ 運転免許証やパスポートなどがない場合の身元確認の方法は税や社会保障でそれぞれルールが決まります  
(例) 健康保険の被保険者証と年金手帳などの2つの書類など
- ✓ 通知カードを仮に紛失などしていれば、マイナンバー付の住民票の交付を受けることができます
- ✓ なお、採用・雇用時に運転免許証等によってきちんと本人確認を行っている従業員の身元確認は書類の提示は不要で対面確認でかまいません

ポイント！

- ✓ マイナンバーを含む個人情報は必要がある場合だけ保管が認められます  
(例) 雇用契約などの継続的な関係がある場合  
法令で一定期間保存が義務付けられている場合
- ✓ 必要がなくなったらマイナンバーを廃棄又は削除するというルールを取扱担当者に浸透させてください  
(例) 税や社会保障の手続きで使わなくなり、法令で定められた保存期間を経過した場合
- ✓ 保管義務期間が決まっている場合、その期間はマイナンバーも保管できます
- ✓ 廃棄や削除を前提に、書類やデータのファイリングの仕方などを工夫してください
- ✓ シュレッダーなど、復元できないように廃棄できる方法を検討し、準備してください

事業者が注意すべき4つのポイント ②利用・提供

①取得 ②利用・提供 ③保管・廃棄 ④安全管理措置

事業者は社会保障・税に関する手続き類に従業員等のマイナンバーなどを記載して、役所に提出！

**注意** 利用目的以外の利用・提供はできません！

どんな利用・提供の場面があるの？

- 雇用関係 だと… 雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 等
- 健康保険・厚生年金関係 だと… 健康保険被保険者資格取得(喪失)届 等
- 親関係 だと… 親族扶養票、給与支払報告書 等

社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客の同意があってもできません！

7

ポイント！

- ✓ 取得と同様に、法律で定められた税と社会保障の手續に使用する場合を除き、マイナンバーを利用・提供することはできません
- ✓ 社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に社員や顧客の同意があってもできません(社員名簿にマイナンバーを記載することを禁止するものではありません)
- ✓ 法律で認められた税と社会保障の手續以外の目的での利用は禁止されていますので、むやみに提示しないよう従業員にも周知してください
- ✓ 証券会社や保険会社が税の手續で提供を求める場合を除き、勤務先以外の民間事業者(例:入会手續で身分証明証の提示を求められるレンタルショップ等)にマイナンバーの提示や記載を求められることはありません
- ✓ 個人番号カードの裏面にはマイナンバーが記載されますが、法律で認められた場合以外で、書き写したり、コピーを取ったりすることはできませんので注意してください

事業者が注意すべき4つのポイント ④安全管理措置

①取得 ②利用・提供 ③保管・廃棄 ④安全管理措置

マイナンバーをその内容に含む個人情報を漏えいしたり、失くしたりしないために、今からできること！

取締役責任者 事務取扱担当者 担当外の従業員等

適切な教育 わかったわ！

従業員がマイナンバー管理をしっかりしないとな！  
カギ付きの棚を新しく買うか！棚の配置も考えようね！

担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように

事業者の事業内容や規模に応じて対応してください！

ポイント！

- ✓ マイナンバーを含む個人情報の取扱は、従来の個人情報よりも厳格に行う必要があります
- ✓ マイナンバーの管理方法は、事業内容や規模(従業員数や支店の数など)に合わせて検討してください(例えば、アルバイトを多数雇用する事業者などは従業員の数に関わらず、多くの人のマイナンバーを扱います)
- ✓ 従業員が数名といった事業者の情報管理の電子化など必要以上の取組を求めるものではありません
- ✓ マイナンバーを扱う事務の範囲を明確にして、事務取扱担当者を特定してください
- ✓ 従業員が通知カードを紛失などしないように、10月までに社内報や掲示板等で、従業員への制度概要の情報提供をお願いします

## 事業者の対応例

技術的・物理的  
安全管理措置

担当者以外から  
むやみに覗き見  
されない工夫

シュレッダー用意

カギ付棚を用意

人事・給与担当

ウイルス対策ソフト導入  
アクセスパスワードを設定

担当者を決め、  
他の人は  
情報にアクセスで  
きない仕組みを！

入口

10

**ポイント！**

- ✔ 情報管理の取組例ですが、事業内容や規模に応じた対応を検討してください
- ✔ これまでしっかりと管理されている従業員の機微な個人情報と同等に、従業員等のマイナンバーも取り扱う必要があるため、取扱担当者以外の人からむやみに見られることがないように工夫してください
- ✔ パソコンで管理している場合にはウイルス対策ソフトの導入・更新、アクセスパスワードの設定を行ってください
- ✔ データではなく紙などで帳簿等を管理している場合には鍵付きの棚や引き出しに保管するなど情報漏えいへの対応を実施してください
- ✔ マイナンバーを廃棄・削除する方法も検討してください  
(例) シュレッダーでの廃棄やマイナンバーの部分を復元できないよう削除などしてください

みんなのマイナンバーや個人情報をきちんと守るために、これまでの体制を見直して対応したぞ！

ありがとうございます。宜しくお願ひします！

信頼関係

既に情報漏えい対策を行っている事業主さんも多いはずですよ。

しかしながらマイナンバーの取扱いは、個人情報保護法よりも厳格な保護措置をとるように規定されていますのでもう一度、対策の見直しをお願いします！

11

**ポイント！**

- ✔ マイナンバー法ではマイナンバーを扱う事業者は個人情報保護法よりも厳しい保護措置を求めています。これまで個人情報保護法に基づく対策をしてきた事業者も対策の見直しが必要ですよ
- ✔ 適切な措置を講じていない場合、第三者機関である特定個人情報保護委員会の監督の対象になることがあります
- ✔ 行政機関等に対する罰則は強化されています。民間事業者に対する罰則もありますが、適用されるのは漏えい等を故意で行った場合です
- ✔ ただし、過失での情報漏えいであっても、民事上の責任や企業としての信頼低下の恐れがあります
- ✔ 従業員等との間の信頼関係構築の観点から個人情報に関する対策の再点検をしてください

## 事業者のためのマイナンバー準備スケジュール (例)

**準備のために必要な手順**

- ① マイナンバーの利用ケースを洗い出しましょう！
- ② 利用スケジュールを確認！  
→いつまでに従業員等のマイナンバーを取得すればよいか確認しましょう！
- ③ マイナンバーの取得の前に、安全管理措置の検討をしましょう！

以下のようなスケジュールで対応が必要です！

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
<b>事業者の対応</b>	制度開始に向けた準備 (社内規程の見直し、システム対応、安全管理措置等)	制度開始に向けた準備 (社内規程の見直し、システム対応、安全管理措置等)	制度開始に向けた準備 (社内規程の見直し、システム対応、安全管理措置等)
	従業員研修等	従業員研修等	従業員研修等
		パートやアルバイト 扶養家族も含まれます！	パートやアルバイト 扶養家族も含まれます！
		申請書・申告書・調書等 順次番号記載開始 (※厚生年金・健康保険は 平成29年1月～)	申請書・申告書・調書等 順次番号記載開始 (※厚生年金・健康保険は 平成29年1月～)

12

**ポイント！**

- ✔ 10月以降、通知が届き次第、従業員等からマイナンバーを取得を始めることが可能になります
- ✔ 利用開始は平成28年1月以降ですが、税の手続きは平成28年分として主に平成29年2月～3月の確定申告期になります
- ✔ 厚生年金・健康保険の手続きは平成29年1月以降とされています
- ✔ 短期のパート・アルバイト、報酬の支払などでは、平成28年1月以降、早期にマイナンバーの取得・記載等が必要になります
- ✔ なお、税理士や社会保険労務士に業務を委託することはこれまでどおり可能です(委託契約の見直しなどを検討してください)

## もっと詳しく知りたい方は

内閣官房のホームページは『マイナンバー』で検索

『政府広報』のホームページにも動画など多様な広報物があります

マイナンバーのコールセンター

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)  
※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日9:30~17:30 (土日祝・年末年始を除く)  
※一斉休電等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

マイナンバー公式twitter  
[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

13

**ポイント！**

- ✔ 詳しい情報は内閣官房の専用ホームページをご覧ください(「マイナンバー」で検索してください)
- ✔ 特定個人情報保護委員会、国税庁、総務省、厚生労働省の各ホームページでガイドラインや様式案などが公表されています
- ✔ 政府広報オンラインの特集ページもあり、30分程度(制度概要10分程度、事業者の対応20分程度)の動画も掲載されています
- ✔ コールセンターにどんなことでもお気軽にお問い合わせください
- ✔ ツイッターでは関係省庁のホームページの更新情報などを発信しています

[出席報告]

	会員数	出席者数	MU	出席者数計	%
本日	27	14	3	17	62.96%
前回修正	27	13	3	16	59.26%
前々回修正	27	12	2	14	51.85%

[スマイルボックス報告]

●谷野隆彦会員

例会になかなか出席できなくて申し訳ありません。

尾曾さん、いらっしやいませ。

本日は宜しくお願いします。

●長谷川良則会員

久しぶりですみません。マイナンバーの話、分りましたか?? 結婚月のお祝いを有り難うございました。

●昆 裕司会員

尾曾さん、宜しくお願いします。

本日の合計	¥15,000
今年の合計	¥76,000

[閉会点鐘]

例会の出席は、ロータリアンに課せられた最低の責任です。欠席の連絡は、必ずお願い致します。

クラブ事務所 Tel&Fax 0480-44-0056

広報委員会

中田 盛夫 下津谷 力